

## 役員の報酬等並びに費用に関する規程

平成 24 年 4 月 1 日制定  
平成 24 年 6 月 2 日改正  
平成 27 年 6 月 6 日改正  
平成 28 年 6 月 11 日改正  
平成 29 年 6 月 3 日改正  
令和 4 年 12 月 3 日改正

### 第 1 章 総 則

#### (目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人日本診療放射線技師会（以下、「本会」という。）定款第 33 条の規定に基づき、役員の報酬等の支給並びに役員の費用弁償について定め、妥当性及び透明性の確保を図ることを目的とする。

#### (定義等)

第 2 条 報酬とは、職務執行の対価として支払われる財産上の利益であり、報酬月額と通勤手当に区分される。

2 前項の他、職務を迫行するために伴い発生する旅費（宿泊費を含む）、手数料等の経費は、費用として報酬とは別に支給する。

3 旅費は、本会「旅費規程」に従う。

#### (報酬等の額の決定)

第 3 条 本会は、総会の議決により、それぞれの役員の報酬等を決定し、支給する。ただし、第 2 条第 1 項に規定する通勤費は、これに含めない。

### 第 2 章 常勤する役員の報酬等

#### (常勤する役員の報酬等)

第 4 条 年間出勤日数が平均週 5 日の役員（以下、「常勤役員」という。）の報酬等の支給は以下の通りとする。

2 常勤役員は 3 名以内とする。

3 常勤役員の報酬等は、別表 1 の常勤役員の報酬及び通勤手当とする。

4 常勤役員の欠勤又は休職期間は、前項の規定に関わらず報酬等の支給を停止する。

5 常勤役員の欠勤期間又は休職期間については、欠勤、休職の事由が業務上負傷又は疾病によるものである場合は、そのときの事情により最長 6 ヶ月の範囲内において、報酬月額

を支給することができる。

6 通勤手当は、次の場合に支給する。

- (1) 常勤役員が通勤のため有料の交通機関又は有料道路を利用する場合。ただし、利用距離が片道 2km 未満の場合には支給しない。
- (2) 常勤役員が通勤のため私有の自動車又は会長が特に認めた交通用具を使用する場合。ただし、使用距離が片道 2km 未満の場合には支給しない。
- (3) 通勤は、最も経済的且つ合理的と認められる通常の経路及び方法によるものとする。

7 常勤役員が出張、休暇その他の事由により月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないときは、その月の通勤手当は支給しない。

8 退職手当は支給しない。

9 報酬等は、職員給与の支給日に準じて支給する。

10 所得税、社会保険料等及び控除することについて本人から申出のあった立替金、積立金、貸付金等は、毎月の役員報酬等から控除する。

### 第 3 章 常勤役員を除く役員の報酬等

(常勤役員を除く役員の報酬等)

第 5 条 常勤役員を除く役員（以下、「非常勤役員」という。）の報酬等の支給は以下の通りとする。

2 非常勤役員の報酬等は報酬月額とし、別表 2 に定める金額に当該月内の勤務日数を乗じた額とする。

3 非常勤役員に通勤手当は支給しない。ただし、職務を遂行するに伴い発生する旅費（宿泊費を含む）は旅費規程に準じて支給する。

4 勤務日とは、以下の各号に該当する場合をいう。

- (1) 理事会及び総会の開催日
- (2) 会長より出張を命じられた日
- (3) 職務遂行のために業務を行った日

5 報酬等は、職員給与の支給日に準じて支給する。

### 第 4 章 会員外の役員の報酬等

(会員外の役員の報酬等)

第 6 条 会員外の役員の報酬等の支給は以下の通りとする。

2 会員外の役員の報酬等は報酬月額とし、別表 3 に定める金額に当該月内の勤務日数を乗じた額とする。

3 前項以外の規定は、第 6 条第 1 項及び第 3 項から第 5 項までの規定に準じて支給する。

## 第5章 雑 則

### (改廃)

第7条 この規程の改廃は、総会の議決によるものとする。

### (委任)

第8条 この規程に定める他必要な事項は、理事会に諮り、これを定める。

## 附 則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 常勤役員の報酬月額は、第4条で規定された支給額を定時総会開催日から翌年度の定時総会の前日まで支給する。
- 3 この規程は、平成27年6月6日から施行する。
- 4 この規程は、平成28年6月11日から施行する。
- 5 この規程は、平成29年6月3日から施行する。
- 6 この規程は、令和4年12月3日から施行する。

### (別表1)

#### 常勤役員の報酬

役 職 等	報酬額
会 長	11,500,000 円／年以下
業務執行理事	10,000,000 円／年以下
理 事	8,500,000 円／年以下

### (別表2)

#### 非常勤役員の報酬

役 職 等	報酬額
会 長	1日あたり 8,000 円
業務執行理事	1日あたり 6,000 円
理 事	1日あたり 4,000 円
監 事	1日あたり 8,000 円

(別表3)

会員外役員の報酬

役 職 等	報酬額
理 事	1日あたり 30,000 円
監 事	1日あたり 30,000 円